

エ 高齢者の余暇時間等の充実

高齢者等がテレビジョン放送を通じて情報アクセスの機会を確保できるよう、字幕放送、解説放送及び手話放送の充実を図るため、平成30年2月に策定し、令和5年10月に改定した「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」に基づいて、引き続き、放送事業者の自主的な取組を促す。同時に、字幕番組等の制作費や設備整備費等に対する助成を行うこと等により、放送事業者等の取組を支援していく。

② 地域住民を支援する専門人材・団体の活動基盤の整備

市民やNPO等の活動環境を整備するため、認定NPO法人等の寄附税制の活用促進やNPO法の適切な運用を推進する。また、市民活動に関する情報の提供を行うための内閣府NPOホームページや、ポータルサイト等の情報公開システムの機能向上に取り組む。さらに、NPO法人運営に係る手続の簡素化・効率化の観点から、NPO法に基づく各種事務をオンライン化したシステムの利便性向上と利用の促進を図る。

また、開発途上国からの要請に見合った技術・知識・経験を有し、かつ開発途上国の社会や経済の発展への貢献を希望する国民が、JICA海外協力隊員（対象：20歳から69歳まで）として途上国の現場で活躍する、独立行政法人国際協力機構を通じた事業（JICAボランティア事業）を引き続き推進する。

NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わると期待される「社会教育士」の称号を取得できる社会教育主事講習を引き続

き実施する。また、社会教育士等の社会教育人材の継続的な学びの機会の確保等を図るとともに、社会教育人材ネットワークを構築するため、引き続き、令和6年度から開始した社会教育士フォローアップ研修を実施する。

4 生活環境

（1）豊かで安定した住生活の確保

「住生活基本計画（全国計画）」に掲げた目標（〔1〕「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現、〔2〕頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保、〔3〕子どもを産み育てやすい住まいの実現、〔4〕多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり、〔5〕住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備、〔6〕脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成、〔7〕空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進、〔8〕居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展）を達成するため、必要な施策を着実に推進する。

① 居住支援の充実

ア 良質な高齢者向け住まいの供給

改正高齢者住まい法に基づく「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対する補助、税制の特例措置、住宅金融支援機構の融資による支援を行う。また、非接触でのサービス提供等を可能とするIoT技術の導入支援を行う。

さらに、高齢者世帯等の住宅確保要配慮者の増加に対応するため、民間賃貸住宅を活用した

セーフティネット住宅の登録を推進するとともに、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援を行う。加えて、居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅（居住サポート住宅）の認定制度の創設等を内容とした、改正住宅セーフティネット法の円滑な施行に向けた準備を進める。

イ 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給

公営住宅については、高齢者世帯向け公営住宅の供給を促進する。また、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により、高齢者世帯の入居収入基準を一定額まで引き上げるとともに、入居者選考において優先的に取り扱うことを可能としている。

都市再生機構賃貸住宅においては、高齢者同居世帯等に対する入居又は住宅変更における優遇措置を行う。

ウ 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

高齢者世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体の住宅・福祉部局が関係事業者、居住支援法人等と連携し設置する居住支援協議会の設立を一層促進し、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援まで、地域における総合的・包括的な居住支援体制整備の推進・支援を行う。

② 空き家対策の推進

空家等対策特別措置法に基づく空家等活用促進区域制度や空家等管理活用支援法人制度の活用を促進するとともに、地方公共団体や民間事業者等による空き家の除却や活用等に係る取組に対して支援を行う。

③ 安全・安心で快適な住生活と循環型住宅市場の実現

ア 住宅と福祉の施策の連携強化

高齢者住まい法に基づき、都道府県及び市町村において、高齢者の居住の安定確保のための計画を定めることを推進していく。また、生活支援サービスが提供される「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を促進し、福祉と連携した安心できる住まいの提供を実施していく。また、市町村の総合的な高齢者住宅施策の下、シルバーハウジング・プロジェクト事業を実施するとともに、公営住宅等においてライフサポートアドバイザー等のサービス提供の拠点となる高齢者生活相談所の整備を促進する。

さらに、改正住宅セーフティネット法を踏まえ、入居中の見守り等を行う居住サポート住宅の供給を推進する。

イ 高齢者向けの先導的な住まいづくり等への支援

スマートウェルネス住宅等推進事業により、高齢者等の居住の安定確保・健康維持増進に係る先導的な住まいづくりの取組等に対して補助を行う。

ウ 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進

「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」の普及を進める。住宅金融支援機構においては、高齢者自らが行う住宅のバリアフリー改修等について高齢者向け返済特例制度を適用した融資を実施する。また、証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sにより、バリアフリー性能等に優れた住宅に係る金利引下げを行う。さらに、住宅融資保険事業や証券化支援事業の枠組みを活用し、民

間金融機関が提供する住宅の建設、購入、改良等の資金に係るリバースモーゲージ型住宅ローンの普及を支援する。

また、バリアフリー構造等を有する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対する補助、税制の特例措置、住宅金融支援機構の融資による支援を行う。

エ 公共賃貸住宅

公共賃貸住宅においては、バリアフリー化を推進するため、新たに供給する公営住宅、改良住宅及び都市再生機構賃貸住宅について、段差の解消等一定の高齢化に対応した仕様を原則とする。

この際、公営住宅、改良住宅の整備においては、中高層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費について助成を行う。都市再生機構賃貸住宅においても、建替え事業による中高層住宅の新たな供給においてはエレベーター設置を標準とする。また、老朽化した公共賃貸住宅については、計画的な建替え・改善を推進する。

オ 次世代へ継承可能な良質な住宅の供給促進

(ア) 持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進

良質な持家の取得・改善を促進するため、勤労者財産形成住宅貯蓄の普及促進等を図るとともに、住宅金融支援機構の証券化支援事業及び独立行政法人勤労者退職金共済機構等の勤労者財産形成持家融資を行う。また、住宅ローン減税等の税制上の措置を活用し、引き続き良質な住宅の取得を促進する。

(イ) 高齢者の持家ニーズへの対応

住宅金融支援機構において、親族居住用住宅

を証券化支援事業の対象とするとともに、親子が債務を継承して返済する親子リレー返済（承継償還制度）を実施する。

(ウ) 将来にわたり活用される良質なストックの形成

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、住宅を長期にわたり良好な状態で使用するため、その構造や設備について、一定以上の耐久性、維持管理容易性等の性能を備え、適切な維持保全が確保される「認定長期優良住宅」の普及促進を図る。

カ 循環型の住宅市場の実現

(ア) 既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備

既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けて、建物状況調査（インスペクション）の円滑な普及、安心して既存住宅を取得したりリフォーム工事を依頼したりすることができる市場環境の整備、^{かし}瑕疵保険や住宅紛争処理制度の充実を図るとともに、良質な住宅ストックが適正に評価される市場の形成を促進する先導的な取組や、居住者の高齢化も想定して、長期にわたり良好な状態で使用される住宅の普及を促進する既存住宅の長寿命化に資するリフォームを支援する。

(イ) 高齢者に適した住宅への住み替え支援

高齢者等の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者に適した住宅への住み替え等を促進するとともに、同制度を活用して住み替える先の住宅を取得する費用について、住宅金融支援機構の証券化支援事業における民間住宅ローンの買取要件の緩和により支

援する。

さらに、高齢者が住み替える先のサービス付き高齢者向け住宅に係る入居一時金及び住み替える先の住宅の建設・購入資金の確保に資するよう、住宅融資保険事業や証券化支援事業の枠組みを活用し、民間金融機関のリバースモーゲージ型住宅ローンの普及を支援する。

(2) 高齢社会に適したまちづくりの総合的推進

① 地域における移動手段の確保

全国各地の「交通空白」の一つ一つの解消等に向けて、令和7年度から9年度までを「交通空白解消・集中対策期間」と定め、国土交通省「交通空白」解消本部と、「交通空白」解消・官民連携プラットフォームを両輪とし、地方運輸局・運輸支局による自治体や交通事業者に対する伴走支援や、民間の技術やサービスの導入、「交通空白」解消に向けた取組を総合的に後押しする財政面での支援など、あらゆるツールを総動員して、「交通空白」の解消に向けた地域交通のり・デザインの全面展開を図る。

自動運転を含めた新たなモビリティサービスの社会実装に向け、「モビリティ・ロードマップ2025」として取りまとめる予定の施策の進捗を確認するとともに、需要の創出とモビリティサービスの効率化を一体的に行う取組を進め、地域における移動手段の確保を推進する。

② 多世代に配慮したまちづくりの総合的推進

誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、引き続き、バリアフリー法及び関係施策に基づき、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーなど、ハード・ソフト両面からの取組を推進するとともに、「共生社会ホストタウン」等と連携して、他の地方公共団体や国

民等へ取組の周知を行う。

高齢者等全ての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、高齢者に配慮したまちづくりを総合的に推進するため、バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成を市町村に働きかけるとともに、地域公共交通バリアフリー化調査事業及びバリアフリー環境整備促進事業を実施する。

さらに、地方創生の観点からは、女性、若者、高齢者、障害者など、誰もが居場所と役割を持つコミュニティをつくり、活気あふれる温もりのある地域をつくるため、「交流・居場所」、「活躍・しごと」、「住まい」、「健康」、「人の流れ」といった観点で、分野横断的かつ一体的な地域の取組を支援する全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の更なる推進に取り組む。具体的には、事例や取組手法等の情報の横展開等を実施するとともに、国・自治体・事業者等による交流・対話の場を設けることとする。

中山間地域等において、各種生活サービス機能が一定のエリアに集約され、集落生活圏内外をつなぐ交通ネットワークが確保された拠点である「小さな拠点」の形成拡大と質的向上を目指し、地域の自立共助の運営組織や全国の多様な関係者間の連携を図る等、総合的に支援する。

③ 農山漁村のコミュニティの維持

農業人口の減少と高齢化が進行する中、作業ピーク時における労働力不足の解消や高齢農業者の作業負担を軽減するため、産地が一体となって、シルバー人材等の活用を含め、労働力の確保・調整等に向けた体制の構築を支援するとともに、生産性の向上に資するスマート農業技術の活用や農業支援サービス事業体の育成・活動の促進等を支援する。また、高齢者等による農作業中の事故が多い実態を踏まえ、引き続

き、全国の農業者が農作業安全研修を受講するように推進するとともに、農作業安全に関する指導者の育成及び活動の拡大を図る。

農福連携の取組として、高齢者の生きがい及びリハビリテーションを目的とした農林水産物生産施設及び附帯施設の整備等を支援する。また世代や障害の有無を越えた多様な者が農業体験を通じて社会参画を図るユニバーサル農園の普及・拡大等を推進する。また、集落の機能を補完して農用地保全や生活支援等を行う農村RMOの形成を推進する等、高齢者が安心して快適に暮らせるよう、地域特性を踏まえた生活環境の整備を推進する。

山地災害からの生命の安全の確保に向け、要配慮者利用施設に隣接する山地災害危険地区等について、情報提供等のソフト対策と治山施設の設置等を一体的に実施する。

加えて、漁港漁場整備法に基づき策定された「漁港漁場整備長期計画」を踏まえ、浮体式係船岸や岸壁、用地等への防暑・防雪施設等の軽労化施設等の整備を実施する。

このほか、高齢者等を中心とする買物困難者の食品アクセスを確保するため、地域の関係者が連携して取り組む移動販売車の導入等の取組を推進する。

(3) 金融経済活動における支援

高齢顧客への対応を含め、金融事業者等における顧客本位の業務運営を推進するため、顧客等の最善の利益を勘案して誠実かつ公正に業務を遂行しているかについてのモニタリング等を行っていく。

金融経済教育の観点からは、引き続き、J-FLECを中心とした関係機関と連携し、国全体に金融経済教育を提供することにより、国民が自らのニーズやライフプランに合った適切な

金融商品・サービスを選択できるよう、金融リテラシーの向上に取り組む。

また、SIPの課題の中で、高齢者が適切な支援サービスや技術を使うことで、自らの金融資産の管理、運用といった経済活動ができ、自立的に社会で生活できる「包摂的な社会経済システム」を構築する研究開発を進める。

具体的には、高齢者自身や金融機関等向けツール等の開発を進めて協力金融機関において実証試験を開始し、運用上の課題や留意点を整理する。また、モデル事業を実施する自治体の拡充を図る。

日常生活において認知機能を必要とする場面が多い金融機関の窓口は、認知機能が低下した人と接する機会も多く、金融機関から地域の福祉機関等必要な支援につなげることが望まれる。そのため、「個人情報保護に関する法律」(平成15年法律第57号)に定める例外に該当する場合において、本人の同意を要することなく個人データを共有しうる、「社会福祉法」(昭和26年法律第45号)に基づく重層的支援体制整備事業の支援会議の枠組みに、必要に応じて金融機関の参加を促進し、認知機能が低下した人を必要な支援につなぐ取組を推進する。

さらに、重層的支援体制整備事業の支援会議の開催に当たって、同会議から金融機関等の認知症が疑われる者の状況を把握していることが想定される機関に対して必要に応じて情報提供を求めるよう、市区町村に促す。

このほか、地域において認知症高齢者等の「配慮を要する消費者」を見守り、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るための消費者安全確保地域協議会について、地方消費者行政強化交付金の活用や地方消費者行政に関する先進的モデル事業の実施などにより、地方公共団体における更なる設置や活動の活性化を支援する。その

際、必要に応じて金融機関の参加を促進し、認知機能が低下した人を必要な支援につなぐ取組を推進する。

(4) 消費者被害の防止

高齢者の周りの人々による見守りの強化の一環として、高齢者団体のほか障害者団体、行政機関等を構成員とする「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」を開催し、各団体における取組や消費者トラブルの現状等の情報提供等を行う。

さらに、全国どこからでも身近な消費生活相談窓口につながる共通の3桁の電話番号である「消費者ホットライン188」を引き続き運用するとともに、同ホットラインについて消費者庁ウェブサイトへの掲載、SNSを活用した広報、啓発チラシやポスターの配布、各種会議等を通じた周知を行い、利用の促進を図る。また、国民生活センターでは引き続き、悪質商法被害や商品等に係る事故に関する注意情報を簡潔にまとめたメールマガジン「見守り新鮮情報」を月2回程度配信する。

(5) 認知機能の変化に応じた交通安全対策

近年、交通事故における致死率の高い高齢者の人口の増加が、交通事故死者数を減りにくくさせる要因の一つとなっており、今後、高齢化が更に進むことを踏まえると、高齢者の交通安全対策は重点的に取り組むべき課題であり、令和3年3月に中央交通安全対策会議で決定した「第11次交通安全基本計画」（計画期間：令和3～7年度）等に基づき、各種施策に取り組んでいる。

高齢者が安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的技術及び交通ルール等の知識を習得させるため、高齢者を対象とした交

通安全教室の開催、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を対象とした家庭訪問による個別指導等を利用した交通安全教育を推進するほか、シルバーリーダー等を対象とした参加・体験・実践型の講習会を実施し、高齢者交通安全教育の継続的な推進役の養成に努める。また、最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンプ等の物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、警察と道路管理者が緊密に連携しながら、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図る。

さらに、令和8年9月1日に施行される予定の改正道路交通法施行令により、中央線等が設置されていない一般道路を自動車が走行する際の法定速度（道路標識又は道路標示により最高速度が指定されていない道路における最高速度）が60キロメートル毎時から30キロメートル毎時に引き下げられることを踏まえ、新たな法定速度について国民に向けた広報啓発を推進するなど、所要の対応を実施する。

歩車分離式信号については、改定された「歩車分離式信号に関する指針」を踏まえ、その整備を更に推進する。加えて、歩行中及び自転車乗用中の交通事故死者数に占める高齢者の割合が高いことを踏まえ、交通事故が多発する交差点等における交通ルール遵守の呼び掛けや参加・体験・実践型の交通安全教育を実施していくとともに、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備を促進するなど、安全で快適な自転車利用環境の創出を推進する。

踏切道の歩行者対策として、「踏切道安全通行カルテ」や地方踏切道改良協議会を通じてプロセスの「見える化」を行い、道路管理者と鉄

道事業者が、地域の実情に応じた移動等円滑化対策等を検討・実施することにより、高齢者等の通行の安全対策を推進する。

このほか、高齢運転者対策の充実・強化を図るため、運転免許証の更新時における運転技能検査、認知機能検査、高齢者講習及びサポートカー限定免許制度を引き続き効果的に運用することにより、高齢運転者による交通事故の防止を図っていく。

高速道路での逆走事故対策については、逆走事案発生箇所約4割を占める分合流部・出入口部等へのカラー舗装や路面標示等の対策を推進し、対策実施後も逆走が発生する箇所については、案内標示の見直しや路面標示の補修等の対策を推進する。また、道路管理設備（CCTV等）の充実やDX関連技術の進展等の変化を踏まえ、道路管理設備を活用した逆走検知や車両側で逆走検知、通知できる新規技術の実用化を推進する。

車両の安全技術の観点からは、更なる高齢ドライバーの事故削減に向けて、ペダル踏み間違い時加速抑制装置の保安基準の整備に向けた検討を行うとともに、ドライバー異常時対応システムなど、より高度な安全運転支援技術の開発・普及の促進に取り組んでいく。

（6）情報アクセシビリティの確保

ウェブコンテンツにおけるアクセシビリティの確保のため、ウェブアクセシビリティ（障害のある人や高齢者を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること）に取り組む行政官や事業者向けに、ウェブアクセシビリティの考え方や取り組み方のポイントを解説する「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」を民間専門人材の知見を活かして作成、令和4年12月にデジタル庁ウェブ

サイトにおいて公開しており、随時更新を行う。加えて、行政機関のウェブサイトが様々な人にとって使いやすい状態で提供されることを促すため、令和4年12月に公開した、アクセシビリティ等に配慮したデザインを実践するための仕組みである「デザインシステム」のベータ版の随時更新を実施するほか、データ等の再利用性を高めるため、ウェブサイト化して令和6年5月に公開したデジタル庁デザインシステムについても、引き続き随時更新を行う。

民間企業等が開発するデジタル機器・サービスが情報アクセシビリティ基準（JIS X 8341シリーズ等）に適合しているかどうかを自己評価する「自己評価様式」の作成に関して、民間企業等による当該様式作成の普及展開策としてアクセシブルなICT機器・サービスの好事例を「情報アクセシビリティ好事例2025」として公表する。

また、公的機関がウェブアクセシビリティの向上に取り組む際の手順書となる「みんなの公共サイト運用ガイドライン」について、今後も普及啓発を促進する。

さらに、高齢者等の社会参加を支援するため、電話リレーサービスの新たなサービスとして令和7年1月に提供が開始された文字表示電話サービス（聞こえに困難を抱える利用者が自身の声で相手先に伝え、相手先の声を文字で読むことを可能にするサービス）の普及を推進する。

このほか、高齢者や障害のある人々にも使いやすい製品やサービスの必要性が広く認識されている中で、アクセシビリティを考慮した標準化を促進するため、関連する国際標準化活動を推進する。

(7) 公共交通機関や建築物等のバリアフリー化

ア 公共交通機関等の移動空間のバリアフリー化

(ア) バリアフリー法に基づく公共交通機関のバリアフリー化の推進

バリアフリー法に基づき、公共交通事業者等による旅客施設や車両等のバリアフリー化の取組を促進する。このため、「公共交通移動等円滑化基準」、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」及び「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」に基づく整備を進めるとともに、「公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」によるソフト面での取組を推進する。また、鉄道駅等の旅客施設のバリアフリー化、ノンステップバス、ユニバーサルデザインタクシーを含む福祉タクシーの導入等に対する支援措置を実施する。加えて、「交通政策基本法」に基づく「第2次交通政策基本計画」においても、バリアフリー化等の推進を目標の一つとして掲げている。

(イ) 歩行空間の形成

移動の障壁を取り除き、全ての人が安全に安心して暮らせるよう、信号機、歩道等の交通安全施設等の整備を推進する。高齢歩行者等の安全な通行を確保するため、①幅の広い歩道等の整備、②歩道の段差・傾斜・勾配の改善、③無電柱化推進計画に基づく道路の無電柱化、④歩行者用案内標識の設置、⑤歩行者等を優先する道路構造の整備、⑥自転車道等の設置による歩行者と自転車交通の分離、⑦法令改正等による生活道路における速度の抑制及び通過交通の抑制・排除並びに幹線道路における道路構造の工夫や、交通流の円滑化を図るための信号機、道

路標識等の重点的整備、⑧バリアフリー対応型信号機（Bluetoothを活用し、スマートフォン等に対して歩行者用信号情報を送信するとともに、スマートフォン等の操作により青信号の延長を可能とする高度化PICSを含む。）の整備、⑨歩車分離式信号の整備の推進、⑩見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備、⑪信号灯器のLED化等の対策を実施する。

(ウ) 道路交通環境の整備

高齢者等が安心して自動車を運転し外出できるよう、生活道路における交通規制の見直し、付加車線の整備、道路照明の増設、道路標識・道路標示の高輝度化、信号灯器のLED化、「道の駅」における優先駐車スペース、高齢運転者等専用駐車区間の整備等の対策を実施する。

(エ) バリアフリーのためのソフト面の取組

高齢者や障害者等も含め、誰もが自律的に安心して移動できる包摂社会の実現に向け、ICTを活用した歩行空間における移動支援サービスの普及・高度化を推進する。また、バリアフリー施設等データ整備仕様の策定、実証等を踏まえたデータ作成支援及び作業効率化のためのデータ整備プラットフォームの高度化を行うとともに、シンポジウムの開催等による継続的な広報活動を実施する。

「心のバリアフリー」社会を実現し、ハード面のみならずソフト面も含む総合的なバリアフリー化を実現するため、高齢者・障害者等の介助・擬似体験等を内容とする「バリアフリー教室」の開催等、ソフト面での取組を推進する。

(オ) 訪日外国人旅行者の受入環境整備

訪日外国人旅行者の移動円滑化を図るため、旅客施設における段差の解消等の取組を支援

する。

イ 建築物・公共施設等のバリアフリー化

バリアフリー法に基づく認定を受けた優良な建築物（認定特定建築物）等のうち一定のものの整備及び不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する既存建築物のバリアフリー改修工事に対して支援措置を講じることにより、高齢者・障害者等が円滑に移動等できる建築物の整備を促進する。

窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保等により、高齢者を始め全ての人が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設を目指した整備を推進する。

社会資本整備総合交付金等の活用によって、誰もが安心して利用できる都市公園の整備を推進するとともに、バリアフリー法に基づく基準等により、公園施設のバリアフリー化を推進する。また、河川等では、高齢者にとって憩いと交流の場となる良好な水辺空間の整備を推進する。

加えて、訪日外国人旅行者が安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者の来訪が多い又は来訪の増加が見込まれる市区町村において、観光スポット等における段差の解消を支援する。

（8）高齢期の特性に配慮した防災・防犯対策

① 防災施策の推進

病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設を保全するため、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、激甚な水害・土砂災害を受けた場合の再度災害防止対策を引き続き実施する。病院等の医療施設において、浸水想定区域や津波

災害警戒区域に所在する災害拠点病院は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や、自家発電機等の電気設備の高所移設、排水ポンプの設置による浸水対策の実施を促進する。また、浸水想定区域や津波災害警戒区域に所在するその他の医療機関は、浸水対策を講じるように促す。また、災害時等においても、在宅療養患者に対し、在宅医療の診療体制を維持し継続的な医療を提供することが求められるため、在宅医療提供機関におけるBCP策定支援研修を引き続き実施する。

「水防法」及び土砂災害防止法に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施を引き続き促進する。また、令和3年5月に「水防法」及び土砂災害防止法が改正され、施設の避難確保計画や訓練結果に関して市町村から要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して助言・勧告を行うことができる制度が創設されたことを受け、市町村が施設の所有者又は管理者に適切に助言・勧告を行うことができるように、市町村職員を対象とした研修を実施するとともに、施設職員向けの動画やリーフレットを活用した制度の周知を行う。さらに、土砂災害特別警戒区域における要配慮者利用施設の開発の許可制等を通じて高齢者等の安全が確保されるよう、土砂災害防止法に基づき区域指定の促進を図る。

住宅火災で亡くなる高齢者等の低減を図るため、春・秋の全国火災予防運動において、高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策を図るとともに、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器、感震ブレーカーの普及促進等総合的な住宅防火対策を推進

する。加えて、「老人の日・敬老の日に『火の用心』の贈り物」をキャッチフレーズとする「住宅防火・防災キャンペーン」を実施し、高齢者等に対して住宅用火災警報器等の普及促進を図る。

災害発生時若しくは災害が発生するおそれがある場合、又は事故発生時に高齢者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者、消防機関、都道府県警察等の協力を得つつ、高齢期の特性にも配慮した多様な情報伝達手段の確保のための体制や環境の整備を促進する。また、災害情報を迅速かつ確実に伝達するため、Jアラートとの連携を含め、防災行政無線による放送（音声）や緊急速報メールによる文字情報等の種々の方法を組み合わせて、災害情報伝達手段の多重化を引き続き推進する。

災害時に自ら避難することが困難な高齢者などの避難行動要支援者への避難支援等については、「災害対策基本法」、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、市町村による避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新、活用等の取組が促進されるよう、適切に助言を行う。

被災者のニーズに応じて、車椅子利用者も利用できる応急仮設住宅の確保が適切に図られるよう、「災害救助法」に基づく救助の実施主体に取組を促していく。

災害時の避難生活における高齢者等要配慮者の生活環境を確保するため、自治体に対し、トイレや食料、パーティション、簡易ベッド、入浴設備等の確保を促すとともに、福祉避難所の確保や一般避難所における要配慮者スペースの設置について、避難生活に関する取組指針やガイドライン等を通じて周知を行う。

東日本大震災への対応については、復興の加速化を図るため、被災した高齢者施設等の復旧

に係る施設整備について、関係地方公共団体との調整を行う。また、地域医療介護総合確保基金等を活用し、日常生活圏域で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、都道府県計画等に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

あわせて、介護保険制度において、被災者を経済的に支援する観点から、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域等、上位所得者層を除く平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）、平成28年度に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部及び浪江町の一部）、平成29年度に指定が解除された旧居住制限区域等（富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（大熊町の一部、双葉町の一部及び富岡町の一部）、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部）、令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（富岡町の一部及び飯館村の一部）及び令和6年度に指定が解除された旧帰還困難区域（飯館村の一部及び葛尾村の一部）の住民について、介護保険の利用者負担や保険料の減免を行った保険者に対する財政支援を1年間継続する。

なお、当該財政支援については、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、「避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行う」こととされたところ、関係自治体の意見を踏まえ、

- ・避難指示解除から10年程度で特例措置を終了すること
- ・避難指示解除の時期にきめ細かく配慮し、対象地域を分けて施行時期をずらすこと
- ・急激な負担増とならないよう、複数年かけて段階的に見直すこと

といった方針に基づき、令和5年度以降順次見直しを行っていくこととしている。

また、避難指示区域等の解除に伴い、福祉・介護サービスの提供体制を整えるため、介護施設等への就労希望者に対する就職準備金の貸付け、相双地域から福島県内外の介護福祉士養成施設等に入学する者への支援等や全国の介護施設等からの応援職員の確保に対する支援を行うとともに、介護施設等の運営に対する支援を行う。

② 犯罪、悪質商法、人権侵害等からの保護

ア 犯罪からの保護

高齢者が犯罪や事故に遭わないよう、交番、駐在所の警察官を中心に、巡回連絡等を通じて高齢者宅を訪問し、高齢者が被害に遭いやすい犯罪の手口の周知及び被害防止対策についての啓発を行うとともに、必要に応じて関係機関や親族への連絡を行う。また、認知症等によって行方不明になる高齢者を発見、保護するための仕組み作りを関係機関等と協力して推進する。

高齢者を中心に大きな被害が生じている特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺については、犯罪対策閣僚会議において令和7年4月に決定された「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」に基づき、各種対策を強力に推進することとしている。国際電話番号を悪用した特殊詐欺の増加に伴う国際電話番号からの発着信を無償で休止できる取組の周知、コンビニエンスストアの店舗ごとに指定した担当警察官による

店舗への立ち寄りや防犯訓練等を通じた、店舗と連携した詐欺が疑われる客への声掛けの促進等の被害防止対策を推進する。また、SNS型投資・ロマンス詐欺において、SNSやマッチングアプリが数多く利用されている実態に鑑み、事業者による各種サービスの利用者に対する個別の注意喚起の実施等について、SNS事業者及びマッチングアプリ事業者に対して働きかける。特殊詐欺に悪用される電話への対策等の犯行ツール対策や匿名・流動型犯罪グループに対する効果的な取締り等を推進する。悪質商法の中には高齢者を狙った事件もあることから悪質商法の取締りを推進するとともに、金融機関を始めとする関係機関への情報提供等の被害拡大防止対策、悪質商法等からの被害防止に関する広報啓発活動及び悪質商法等に関する相談活動を行う。

さらに、特殊詐欺、利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯の犯行グループは、被害者や被害者になり得る者等が登載された名簿を利用しており、当該名簿登載者の多くは高齢者であるため、今後更なる被害に遭う可能性が高いと考えられるため、捜査の過程で警察が押収した際はこれらの名簿をデータ化し、都道府県警察が委託したコールセンターの職員がこれを基に電話による注意喚起を行う等の被害防止対策を実施する。

加えて、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加していく状況を踏まえ、市民を含めた後見人等の確保や市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築・強化を図る必要があることから、引き続き、地域住民で成年後見に携わろうとする者に対する養成研修や後見人の適正な活動が行われるよう支援していく。

高齢者による犯罪の防止については、万引き

の検挙人員全体に占める 65 歳以上の者の割合が高い水準にあることを踏まえ、地域における各種会合等の機会を活用し、犯罪の防止に係る啓発を図る。

被疑者・被告人のうち、高齢等により、自立した生活を営む上で、公共の福祉に関する機関その他の機関による福祉サービスを受けることが必要な者に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等との多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける取組について、引き続き、本人の意思やニーズを踏まえつつ、各地域の実情に応じて、地方公共団体とも協働し、着実な実施を図る。

また、受刑者等のうち、社会福祉士等によるアセスメントを適切に実施した上で、福祉的支援の必要が認められる者に対し、福祉的支援についての動機付けを含む円滑な社会復帰に向けた指導等を行うほか、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下等の状況を踏まえた指導等を行う。加えて、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者等が、矯正施設出所後に必要な福祉サービス等を円滑に利用できるようにするため、関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の福祉的支援につなげる特別調整の取組を推進する。

さらに、犯罪をした高齢者等の更生保護施設における受入れやその特性に配慮しつつ社会生活に適応するための指導を行う特別処遇等の取組を推進する。

このほか、「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」報告書を踏まえ、保護司の活動環境の整備を進めるとともに、保護司活動インターンシップや保護司セミナーの実施等の取組を進めるなど、持続可能な保護司制度の確立に向けた方策を講じる。

イ 人権侵害からの保護

高齢者虐待防止法に基づき、前年度の養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待の状況について、必要な調査等を実施し、各都道府県・市町村における虐待の実態・対応状況の把握に努めるとともに、市町村等が高齢者虐待に関する通報や届出があった場合には、関係機関と連携して速やかに高齢者の安全確認や虐待防止、保護を行う等、高齢者虐待への早期対応が行われるよう、必要な支援を行っていく。

法務局において、高齢者の人権問題に関する相談に応じるとともに、法務局に来庁することができない高齢者等からの相談について、引き続き老人福祉施設等に特設の人権相談所を設置するほか、電話、手紙、インターネット等を通じて受け付ける。人権相談等を通じて、家庭や高齢者施設等における虐待等、高齢者を被害者とする人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、その結果を踏まえ、事案に応じた適切な措置を講じる等して、被害の救済及び人権尊重思想の普及高揚に努める。また、高齢者の人権問題に関する各種啓発活動を行う。

ウ 司法ソーシャルワークの実施

法テラスでは、法的問題を抱えていることに気付いていない、意思の疎通が困難であるなどの理由で自ら法的支援を求めることが難しい高齢者・障害者等に対して、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等と連携を図りつつ、当該高齢者・障害者等に積極的に働きかける（アウトリーチ）などして、法的問題を含めた諸問題を総合的に解決することを目指す「司法ソーシャルワーク」を推進する。

このため、出張法律相談等のアウトリーチ活動を担う弁護士・司法書士を確保するなど、「司

法ソーシャルワーク」の実施に必要な体制整備をより一層進めるとともに、福祉機関職員に対して業務説明会を行って特定援助対象者援助事業を始めとする法テラスの業務内容の周知を図るなどして、福祉機関との連携を更に強化する。

(9) 成年後見制度の利用促進

認知症高齢者等の財産管理や契約に関し本人を支援する成年後見制度について周知する。

成年後見制度の利用促進については、令和4年3月に閣議決定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度等の見直しに向けた検討、総合的な権利擁護支援策の充実、成年後見制度の運用改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。

5 研究開発・国際展開等

(1) 高齢社会に資する研究開発等の推進

① 高齢者等のサポートに係る技術の開発や社会実装等の推進

ア 先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化

公的保険外の予防・健康管理サービス等の振興及び社会実装に向けた取組を、需要側・供給側の両面から一体的に進めていく。

需要面においては、企業等の健康投資・健康経営を促すため、健康経営顕彰制度等を通じて健康経営の普及促進を図るとともに、資本市場や労働市場等において健康経営が適切に評価されるための効果の可視化や質向上、健康経営を支える産業の創出に向けた検討や国際展開の推進、健康経営の社会への浸透定着に向けた中小企業への普及検討等を行う。また、ヘルスケア分野における PFS / SIB の活用促進を行う。

供給面においては、PHR を活用し、個人に最適化されたサービスの創出やそのために必要となる事業環境の整備を引き続き実施する。具体的には、介護予防分野や多職種連携におけるユースケース創出に向けた実証事業を実施する。持続的な介護保険外サービス振興に向けては、地域属性を踏まえた民間企業との連携を促す。加えて、ヘルスケアサービスの信頼性確保に向けて、業界自主ガイドラインの策定支援や、AMED による、認知症等の疾患領域の学会を中心とした指針の整備・普及・社会実装の支援を実施する。また、ヘルスケア分野のベンチャー企業等のためのワンストップ相談窓口として令和元年7月に開設した InnoHub を通じて、イノベーション創出に向けた事業化支援やネットワーク支援等を実施するほか、令和6年度に選定したエビデンス・ビジネスモデル構築等の社会実装支援を担う拠点と連携することでヘルスケアスタートアップ振興を図る。

高齢者事故対策や移動支援等の諸課題の解決に向け、高齢者事故防止を目的とした安全運転支援技術の普及啓発及び性能向上や、自動運転の高度化や自動運転移動サービスの全国各地の普及拡大に向けた取組に対する支援を行うほか、自動運転移動サービスの導入を目指す地方公共団体と連携し、自動運転車に対する道路インフラからの適切な情報提供に関する実証実験に取り組む。

生産性向上の取組等による職場環境の改善等を推進する観点から、協働化・大規模化への支援、地域の実情に応じた介護テクノロジーの導入支援及び伴走支援、DX人材の育成等の取組を引き続き進めるとともに、全都道府県へのワンストップ型の総合相談センターの設置を進める。

また、介護テクノロジーの開発・普及の加速化を図るため、従来の開発・実証・普及広報の